

ギャンブル等依存症対策推進本部事務局の設置に関する規則

平成30年9月26日
内閣総理大臣決定
令和3年11月11日
一部改正

(設置及び任務)

第1条 内閣官房に、ギャンブル等依存症対策推進本部に係る事務を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(組織)

第2条 事務局に、事務局長、事務局長代行、ギャンブル等依存症対策総括官、審議官、参事官、企画官その他所要の局員を置く。

2 事務局長は、内閣官房副長官（事務）をもって充てる。

3 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

4 事務局長代行は、内閣官房副長官補（内政担当）をもって充てるほか、内閣総理大臣補佐官をもって充てることができる。

5 事務局長代行は、事務局長の職務を代行する。

6 ギャンブル等依存症対策総括官は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

7 審議官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

8 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。

9 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。

10 審議官、参事官、企画官及び局員は、非常勤とすることができる。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成30年10月5日から実施する。

附 則

この規則は、令和3年11月12日から実施する。